

平成 2 4 年 9 月 2 4 日

各 事 業 主 団 体 の 長 殿

岩 手 労 働 局 長

平成 2 4 年度 労働保険適用促進強化期間の実施について（依頼）

労働保険関係業務の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、労働保険制度は労働者が業務上又は通勤途上において被災した場合や、失業した場合等に保険給付を行うほか、雇用の安定、労働者の職業能力の開発を図るための事業等を行っております。

本制度が昭和 5 0 年に全面適用となつてから、労働保険の適用事業場数は長年に渡り増加傾向で推移していましたが、厳しい経済状況等の影響を受けた倒産や事業縮小の発生等により最近は減少傾向に転じています。

このような中で、現在も商業・サービス業等の小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が存在していますが、これら未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であり、適用促進を図るべく種々取り組んできたところです。

厚生労働省では「未手続事業の一扫」を年間通じた主要課題と位置付けた上で、11月1日から11月30日までの1か月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、全国的に集中して広報活動を展開することとしており、当局においても、別紙「平成 2 4 年度労働保険適用促進強化期間実施要綱」に基づき、効果的かつ積極的に広報活動等を行い、労働保険制度に対する一層の理解を求めるとともに、未手続事業の解消を図ることとしております。

つきましては、本期間の趣旨を御理解いただき、別添広報例文（2種類）による貴広報紙（誌）等への掲載について、特段の御協力を賜りますようお願いいたします。

また、追って本強化期間周知用ポスターを厚生労働省より直接送付いたしますので、掲示くださいますよう併せてお願いいたします。

なお、県の地方振興局及び市町村の支所等につきましても、直接送付いたしますことを申し添えます。

問合せ先

岩手労働局総務部労働保険徴収室 柄丸・小野寺

電話 019(604)3003

# 平成24年度労働保険適用促進強化期間実施要綱

岩手労働局総務部労働保険徴収室

## 1. 趣旨

労働保険が昭和50年に全面適用となって以来、適用促進については継続的に取り組んできたところであるが、近年は厳しい経済情勢の影響等もあり、依然として小規模零細事業を中心に未だ相当数の未手続事業が存在しているのが実情である。

これらの未手続事業の解消を図ることは、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であることから、今年度においても11月1日から11月30日までの1ヶ月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて集中的に適用促進活動を展開することとする。

## 2. 実施期間

平成24年11月1日（木）～平成24年11月30日（金）までの

1か月間

## 3. 主催

厚生労働省

## 4. 実施主体

岩手労働局、局内労働基準監督署、局内公共職業安定所（出張所を含む）

## 5. 実施事項

### （1）広報活動の実施

#### ① 広報媒体を活用した広報活動（局、署、所）

##### ア. 広報紙（誌）、機関紙（誌）等への掲載

労働保険制度、本期間の趣旨等について、岩手県、各市町村、各商工団体、各事業主団体等に対し、広報紙（誌）、機関紙（誌）、等への掲載を依頼する。

##### イ. 岩手労働局ホームページへの掲載（局）

当局ホームページへの掲載により周知を図る。

#### ウ. 報道機関の利用 (局)

県内の報道機関各社に対し、労働保険制度に係る記事掲載・放送等の広報依頼を行う。

#### ② ポスターの掲示・配付 (局、署、所)

厚生労働省本省（以下「本省」という）において作成するポスターを労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所において掲示するほか、日本年金機構の年金事務所、盛岡地方法務局、各市町村、各商工団体、各事業主団体等に配付し、その掲示について協力を求める。

#### ③ パンフレットの配布 (局、署、所)

本省において作成するパンフレット及びリーフレットを労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所にて展示・配付するとともに、各種会合等を通じて事業主団体等に配付する。

その他、日本年金機構の年金事務所、盛岡地方法務局、各市町村、各商工団体、各事業主団体等へも配付するなど、有効活用を図る。

#### ④ 貨物取扱業・交通運輸業を対象とした手続勧奨活動の実施 (局)

貨物取扱業・交通運輸業に係る業界団体の地方本部等を訪問するなど、広報及び手続勧奨を行う。

#### (2) 関係団体等への協力依頼 (局、署、所)

岩手県労働保険事務組合連合会、岩手県社会保険労務士会、各事業主団体等に対して、労働保険制度及び未手続事業解消の必要性の周知並びに本期間の実施について協力依頼を行い、相互の連携を図る。

#### (3) 未手続事業場の把握と手続指導 (局、署、所)

① 第8次労働保険適用促進3か年計画に基づき、各種情報等により未手続事業場の把握を行う。

② 署・所との連携により事業場訪問等による加入勧奨・手続指導を行う。

## 【別添 広報例文1】

労働者（パート・アルバイト等を含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称です。

労働保険のうち「労災保険」は、労働者が業務上の事由又は通勤による負傷等に対し必要な保険給付を行うとともに、労働者の福祉の増進を図るための事業を行っています。

また、「雇用保険」は、労働者が失業した場合等に保険給付を行うほか、雇用の安定のための助成、労働者の職業能力開発のための事業を行っています。

「労働保険」は、政府が管理、運営している強制的な保険であり、原則として労働者を1人でも雇っていれば、事業主は労働保険の加入手続きを取り、労働保険料を納めなければなりません。

もしも、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の保険成立届を提出していない期間中に労災事故が生じて労災給付を行った場合は、遡及して事業主から労働保険料を徴収するほかに、労災給付に要した費用の一部を徴収することになっておりますのでご留意願います。

労働保険の加入手続き等に不安がある場合は、労働保険事務組合（商工団体、事業主団体など）や社会保険労務士に依頼することもできます。

詳しいことは、岩手労働局総務部労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にお問い合わせ下さい。

【別添 広報例文2】

労働者（パート・アルバイト等を含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

「労働保険」は、政府が管理、運営している強制的な保険であり、原則として労働者を1人でも雇っていれば、事業主は労働保険に加入しなければなりません。

詳しいことは、岩手労働局総務部労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にお問い合わせ下さい。